

平成24年7月8日

No.97

「制度会計」と「管理会計」の区別

会計に関わることで「制度会計」と「管理会計」があります。
「制度会計」は、財務会計とも言われ、企業の経営成績と財政状態を株主、銀行、税務署など外部の利害関係者に報告するための会計です。法律や規則などに準拠した会計で、法律の規制を受け、会社法会計、金融商品取引法会計、税務会計に分類されます。即ち年次決算（確定決算）のことです。年次決算は、法律を守り、決算書を作成することです。24年3月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいて決算処理を行い、税表を作り、決算書、税務申告書を作成することです。経営者は「制度会計」の意味は理解する必要がありますが、税理士などの会計・税表の専門化に任せて法律に則った正確な年次決算書を作成してもらえばいいと思います。銀行、税務署提出用ですので信頼のおける税理士に依頼して。（税表に詳しい、中小企業の会計に関する基本要領の話をする）経営者にとって重要なのは「管理会計」だと思います。「管理会計」とは、経営判断をする為に、企業の会計データも企業独自の視点で加工・分析するものです。精度より迅速でタイムリー（スピード）に情報も得ることが大切であり、企業の意思決定、組織のコントロールに欠かせないものです。そして、経営判断をする為に会社独自の考え方に従った会計です。変動損益計算書、部門別、資金別貸借対照表、京セラのA-Xバ経営などです。会社独自の会計です。経営者の仕事は判断することです。だから、経営者は、管理会計を学ぶことが必要であり、分からはじめなければなりません。管理会計は、月次決算であり、週時・日時決算です。月次でも2回学ぶ、日時にもすれば10回学べます。経営者は年1回の制度会計でなく「管理会計」（私達は経営会計といっています）月次決算・日時決算を重視しましょう。独自の会計をつくりましょう。

高林 幸裕